「大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書」の締結について（県管連）

長崎県管工事業協同組合連合会

長崎県土木部と長崎県管工事業協同組合連合会において『大規模災害時における支援活動（社会貢献）に関する協定書』を締結しました。

８月18日の午前11時、長崎県庁において、桑原土木部長並びに岩永県管連理事長による調印式を執り行いました。長崎県土木部からは、桑原土木部長、田中次長をはじめ、関係課長等５名が出席し、県管連からは岩永理事長をはじめ９名が出席しました。また、本協定書の締結に際し、ご指導、ご支援をいただいた小林克敏県議会議員にも調印式に駆けつけていただきました。まず岩永理事長、桑原土木部長がそれぞれ挨拶を交わしました。最近は、全国的に異常気象が報じられ、地震、台風、竜巻、集中豪雨による被害が増しており、ライフラインとして最も重要な水道施設の復旧は迅速な対応が求められます。長崎県土木部としても、組織としての対応を明確にしておくことが大切で、他都市にも応援体制を図ることも重要であるとの認識にたち、双方が合意のもとに協定書の締結に至りました。

県管連からは、対策本部を主体にした全組合員の連絡表等の関係書類を、また土木部からは、災害支援業務要請書等の災害時に必要な資料を交換し、調印式を終えました。

各単組においても、長崎市管工業協同組合（平成19年10月締結）をはじめ、随時、水道局との防災協定の締結を進めていますが、今後、万一災害が発生した場合は、全組合員が協力して対応することになります。

（協定書は、27～28頁のとおり）

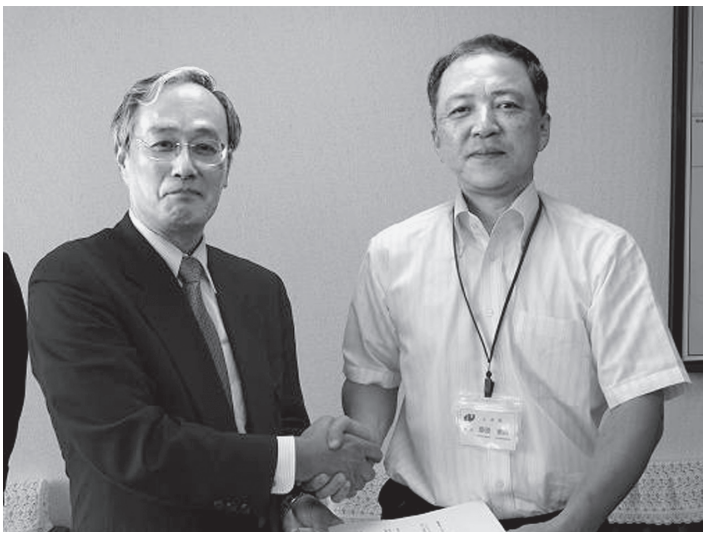

岩永県管連理事長（左）と桑原県土木部長

〈全管連ジャーナル〉2008.11

協定書に署名捺印する桑原県土木部長と岩永県管連理事長

長崎県土木部関係者の皆様

長崎県管連役員の皆様

前列左より岩永県管連理事長、桑原県土木部長、小林県議員

〈全管連ジャーナル〉2008.11

大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

長崎県（以下「甲」という。）と長崎県管工事業協同組合連合会（以下「乙」という。）は、長崎県内における大規模災害時の公共施設等における水道設備等の復旧活動及び水道に係る事故に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員の技術力と保有する機械及び労働力等の緊急出動等による組織的な支援活動を行い、円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この協定は、次に掲げる大規模な災害により、甲が管理する公共施設等が被災し、甲が緊急に災害対応を図るうえで乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

⑴風水害及び地震（震度５弱以上）等により大規模な土砂災害、その他異常な自然災害等が発生した場合。

（支援業務の内容）

第３条　前条に掲げる災害が発生し管内の県管理公共土木施設等が被災した場合、甲に対して支援するものとするが、その業務内容は次のとおりとする。

⑴公共施設等の水道設備等の復旧活動に関すること。

⑵復旧活動等において二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その支持に従うこと。

⑶その他災害発生時における復旧に関すること。

（支援業務の要請）

第４条　甲は、乙に支援業務の要請を行うにあたっては、次の事項を別紙様式１の災害支援業務要請書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は後日前記要請書を速やかに乙に提出しなければならない。

⑴支援の場所

⑵被災の状況

⑶支援業務の内容

⑷その他必要な事項

（支援業務の報告）

第５条　乙は、第４条の支援業務の要請に基づき業務を完了した場合は、速やかに別紙様式２の災害支援業務報告書により甲に報告するものとする。

〈全管連ジャーナル〉2008.11

（支援体制の整備）

第６条　乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次の体制を整備しその内容を甲に連絡しておくものとする。

⑴連絡網及び組織的な支援体制の整備

（費用の負担）

第７条　乙が甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は適正な価格とする。

（労災補償）

第８条　甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の期間は、協定締結の日から当該年度末までとする。ただし、期間満了日の１月前までに甲又は乙から特段の意思表示が無い場合は、同一内容により期間満了日の翌日から１年間更新するものとし、以降もまた同様とする。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

（適用）

第11条　この協定は、平成20年８月18日から適用する。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲、乙が記名捺印のうえ、各自その１通を保有する

平成20年８月18日

（甲）長崎県　土木部長
桑原　徹郎

（乙）長崎県管工事業協同組合連合会
理事長　岩永堅之進

〈全管連ジャーナル〉2008.11

（別紙様式 1）

災　害　支　援　業　務　要　請　書

平成　　年　　月　　日

長崎県管工事業協同組合連合会
理事長　岩永　堅之進　　様

長崎県土木部長
桑原　徹郎

大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第 4 条の規定により、次のとおり緊急支援の出動を要請します。

なお、作業の安全管理には十分留意し、もし二次災害のおそれが予見されるときは、速やかに調査を中止し、撤退して下さい。

要　請　者	長崎県土木部　　課　　班 （担当：　　） （Tel：　　、Fax：　　）
支援の場所	市・郡　　町
被害の状況	
支援業務の内　　容	
その他の必要な　事　項	

長崎県土木部 → 長崎県管工事業協同組合連合会 ↓ 長崎県管工事業協同組合連合会　組合員

（　　月　　日　　時　　分）　（　　月　　日　　時　　分）

（　　月　　日　　時　　分）

〈全管連ジャーナル〉2008.11

（別紙様式 2）

災　害　支　援　業　務　報　告　書

平成　　年　　月　　日

長崎県土木部長　桑原　徹郎　様

長崎県管工事業協同組合連合会
理事長　岩永　堅之進

支援業務が完了したので、大規模災害発生時における支援活動に関する協定書第５条の規定に基づき、次のとおり報告します。

支援実施社 （会　員）	会社名 （担当：　　） （Tel：　　、Fax：　　）
支援の場所	市・郡　　町
支援期間	平成　年　月　日　時　分 ～ 平成　年　月　日　時　分
支援業務の 内　　容	

長崎県管工事業協同組合連合会　組合員
（　　月　　日　　時　　分）

長崎県管工事業協同組合連合会
（　　月　　日　　時　　分）

長崎県土木部
（　　月　　日　　時　　分）

〈全管連ジャーナル〉2008.11

長崎県管工事業協同組合連合会体制

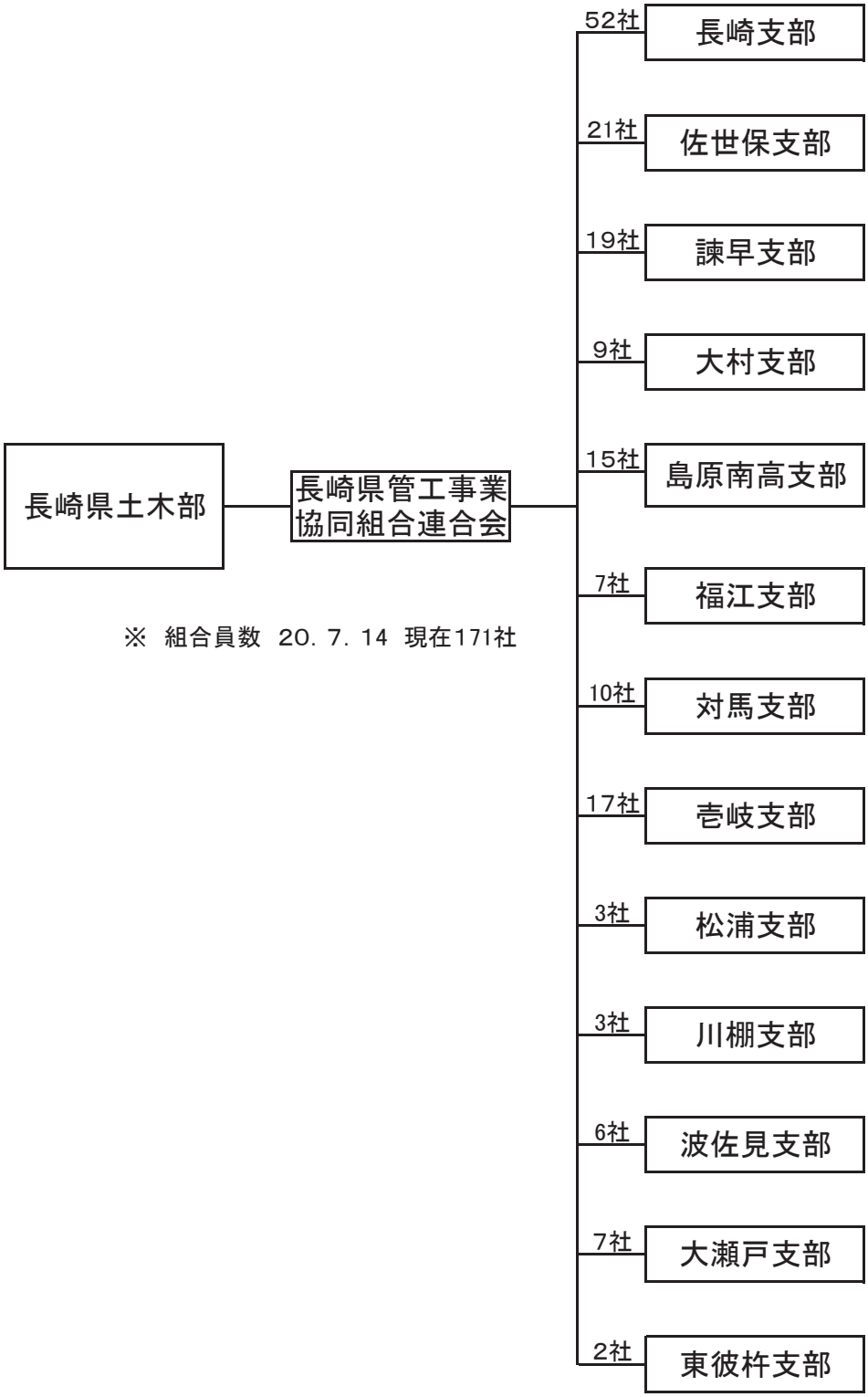

※ 組合員数 20. 7. 14 現在171社

〈全管連ジャーナル〉2008.11